

# 兵庫県立大学「中期計画」

(平成16年度～18年度)



兵庫県立大学

# 目 次

はじめに	1
1．基本目標	1
2．計画内容	1
・先導的・独創的な研究の推進	1
1 各分野における研究の高度化・重点化	2
2 学内外における共同研究の推進	2
3 新たな研究拠点の整備・充実	3
4 外部研究資金の確保	3
・創造力と活力を有する人材の育成	5
1 全学共通教育の充実	5
2 社会ニーズに対応した専門教育の展開	6
3 積極的な大学教育改革の推進	7
4 遠隔授業の円滑な運営	8
5 学術情報館のサービスの充実	8
6 入学者受入れ	9
7 学生生活支援	9
8 附属高校における教育の充実	11
・地域社会や国際社会の発展への貢献	12
1 地域社会との交流・連携	12
2 地域産業との交流・連携	13
3 国際交流の推進	14
・大学運営における自主性・自律性の確立	15
1 責任ある大学運営の戦略的・機動的推進	15
2 開かれた大学運営	16
3 教育研究・情報環境の整備	17
4 大学生活の安全・安心の確保	17
5 柔軟で多様な教員人事制度の構築	18
6 事務組織の機能の強化	18
7 効率的な業務執行	19
8 地方独立行政法人化の検討	19
・3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消	20
1 統合のメリットを生かした教育・研究の推進	20
2 学内学生交流の推進と就職支援	20
3 教職員の意識啓発	20
4 後援会組織の連携強化と充実等	21
・大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実	21

## はじめに

兵庫県立大学は、それぞれに輝かしい歴史と伝統をもつ神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学の3つの県立大学を新しい理念のもとに統合し、平成16年4月に設置された総合大学であり、6学部、8大学院研究科、4附置研究所並びに各種附属センター・施設等で構成される。

本中期計画では、開学当初の平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間を計画期間とし、本学の目指す大学像の実現に向けた21世紀にふさわしい県立大学構築の基礎を確立するための具体的な計画と、開学初期における円滑かつ効果的な大学運営のあり方を策定・立案する。

### 1．基本目標

統合による相乗効果と総合大学のもつ利点・特徴を最大限に生かし、異分野間の融合を重視した教育と研究を行い、独創的・先駆的な研究を推進して「新しい知の創造」に全力を尽くすとともに、新しい時代の進展に対応し得る確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成に努め、地域の発展と我が国の繁栄、ひいては世界・人類の幸せに貢献し得る大学となることを目指す。

### 2．計画内容

#### ・先導的・独創的な研究の推進

真に社会に役立つ大学となるためには、何よりもまず優れた研究を行うことが全ての基本である。新しい時代の進展に対応し得る優れた人材の育成も、社会人や企業人に対する有効な生涯学習教育も、産業界に対する大学ならではのなしえない貢献も、全ては大学で優れた研究が行われていてこそはじめて可能となる。

本学では、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視しつつ、地域や大学の有する個性的な資源を生かした先導的・独創的な研究を推進し、その最先端の学術的知見や技術を優れた人材の育成や地域社会の発展・活性化のために積極的に還元する。

## 1 各分野における研究の高度化・重点化

- (1) 21世紀COEプログラムに採択された次の研究について、より高い成果が得られるよう支援するとともに、今後、他の分野においても世界最高水準の研究拠点となり得る取組を積極的に推進する。
  - ・ 構造生物学を軸とした分子生命科学の展開
  - ・ ユビキタス社会における災害看護拠点の形成
- (2) 総合大学としての特色、各研究分野の個性を生かし、保持している多様な研究資源を効果的に活用しつつ、基礎研究から応用研究まで対応できる体制を構築する。
- (3) 学術研究の高度化につながる「先駆的・創造的研究」、領域を越えた「部局横断的共同研究」、将来の発展が期待できる「萌芽的研究」を奨励する。
- (4) 兵庫県の有する地域特性と高度な研究基盤を生かし、学術的にも社会的にも要請されている学際領域に対応した研究、県民のニーズや地域社会の課題に対処する研究に取り組むとともに、産学連携を強化し、特に新産業創造に資する研究を推進する。
- (5) 放射光施設「ニュースバル」等本学の有する研究基盤を活用し、材料解析研究の展開等研究の高度化を図る。
- (6) 各部局の特性に応じて、中期研究計画書の提出を制度化するなど目指すべき研究課題等を部局ごとに設定し、点検・評価を継続して行うなど研究成果の目標設定と各研究の特性に応じた多様な基準に基づく評価システムを構築し、評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討する。
- (7) 研究活動の成果を様々な媒体により公開・発信し、研究に係る情報交流を促進するとともに、セミナー、シンポジウム等を通じて研究成果を社会に還元する。

## 2 学内外における共同研究の推進

- (1) キャンパス持ち回りで研究発表会を開催するなど、研究成果の共有と部局を越えた研究者のつながりを強化し、部局横断的な共同研究を促進する。
- (2) 学術交流を奨励し、研究会や学会への参加並びに学外研究機関との共同研究や客員研究員制度の活用を積極的に進める。
- (3) 産業界との共同研究を促進するため、産学交流会への参加や合同発表会の運営等、積極的に産学連携機会の開拓に取り組む。
- (4) 海外研究者との情報交換や提携大学との研究拠点形成を図るなど、国際共同研究に積極的に取り組む。
- (5) 国際的な研究体制の整備・充実のため、研究者の継続的な宿舎確保策について、検討を進める。

- (6) 各部局においては、それぞれの領域における産学官共同研究の中核拠点としての機能の一層の充実を図る。
- (7) 外部の研究者との密接な連携を保つことにより、効果的な共同研究を推進するため、連携大学院、客員研究員等の拡充を図る。
- (8) 学内外に研究者の業績を公開し、該当領域の研究業績を検索できるシステム(研究者データベース)を構築する。

### 3 新たな研究拠点の整備・充実

(地域ケア開発研究所の設置)

- (1) 地域特性に応じた看護ケアシステム等を開発・構築するとともに、その研究成果を社会に還元するため、大学附置研究所として「地域ケア開発研究所」を設置する。
- (2) 21世紀COEプログラムに選定された看護学研究科との連携により、災害に強い住民ネットワークを構築し、災害看護拠点として、WHO研究協力センターの指定を受ける。
- (3) 「国際地域看護」、「遠隔看護」等の研究を進めるほか、兵庫県看護協会と連携しつつ、「まちの保健室」「訪問看護」事業を一層推進し、地域住民の健康の保持、増進に貢献する。
- (4) 学内関係部局との横断的研究を進めるとともに、国内外の組織からの委託研究や関連分野の研究者との共同研究に積極的に取り組む。

(社会応用情報研究所(仮称)の構築)

- (5) 応用情報分野における教育研究活動の拡充と産学官共同研究を推進し、新産業の創出、地域産業の振興、地域ヘルスケアの実践等に貢献するため、「社会応用情報研究所(仮称)」を構築する。

(森林・野生動物に関する研究体制の検討)

- (6) 野生動物に関わる社会的課題に対応し、科学的・計画的な野生動物の保護管理の推進を図るため、兵庫県で検討される「森林・野生動物保護管理研究センター(仮称)」の整備に合わせ、本学の新しい附置研究所部門の設置について検討を進める。

### 4 外部研究資金の確保

- (1) COE検討委員会を設置するなど戦略的な研究体制の構築に取り組み、文部科学省、厚生労働省等の財政支援事業に積極的に申請するなど、競争的研究資金の獲得

を図る。例えば、科学研究費補助金申請については、3年後には85%の申請率(全教員に占める申請件数の割合。16年度申請分：68%)を目指す。

- (2) COEや課題対応型研究など複数の研究者による研究拠点形成を目指す研究において、研究者が主体的に共同研究体制を構築できるよう研究者のコーディネート能力の向上を促進する。
- (3) 各種研究助成金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等について、「産学連携センター」が中心となり収集し、広く学内に周知するとともに、申請書類作成等のアドバイスを行うなど研究者の申請を支援する。
- (4) 「産学連携センター」に産業界との交流を推進するコーディネーターを配置するなど体制を強化し、本学の研究活動状況を積極的に情報発信することにより、さらなる外部資金の受入を推進する。
- (5) 寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育・研究の活性化を図る。
- (6) 地方自治体、同窓会等との連携を深め、多様な外部資金の獲得を図るとともに、地域に貢献する。

## ・創造力と活力を有する人材の育成

各分野において、高度化・多様化する社会的ニーズに対応し得る専門的知識・能力を教授するとともに、豊かな人間性の涵養、課題探求能力の向上及び国際的なコミュニケーション能力の育成を図る。

### 1 全学共通教育の充実

- (1) 学生の語学力・情報処理能力の向上を重視し、特に英語コミュニケーション科目においては、少人数教育を徹底するとともに、関係教員間で授業計画を共同企画するなどその充実を図る。

また、TOEIC等の成績に応じて単位認定するなど外部評価テストを有効に活用し、学生がTOEICスコア等で一定点数以上を取得することを目指すほか、海外大学等と連携した英語教育の充実を図る。

- (2) 情報関連科目においては、初級システムアドミニストレータ等の国家資格の取得への対応も視野におき、情報機器を使いこなせるだけでなく、情報科学に関する基礎的な仕組みを理解した学生を育成する。
- (3) 英語・情報関連教育の一層の改善を図るため、学生のグローバルリテラシーに係る評価結果に基づき、教育プログラムを再編成する。
- (4) 学生が幅広い教養や豊かな人間性を養えるよう、文化、社会、自然などの諸分野から精選する「共通教養科目」を開講し、遠隔授業システムを活用するなどして履修を希望する学生が受講を実現できるよう関係部局の教員が協力し、全学的にこれを拡充する。

なお、「共通教養科目」については、隔年開講の授業科目の解消を図る。

- (5) 社会における現代的・発展的課題を扱う「課題別教養科目」を開講し、テーマに応じて地域の実践家の活用や少人数の演習を行うなどその内容の充実を図る。
- (6) 総合大学としてのメリットを生かし、学生の多様な関心に応えるため、学生が自らの専攻以外の科目を選択して履修する「他専攻科目（専門教育科目等）」を開講する。

また、これを活用して適切な履修モデルを示すことにより、学生が専攻以外の分野について、体系的に履修することが可能となる「副専攻選択制度（仮称）」の創設を引き続き検討する。

- (7) 教育効果を高めるため、情報通信機器の教育への活用を促進するほか、シラバスの公開や履修登録など「情報通信技術を活用した教育支援システム」の整備に努める。

- (8) 全学共通教育の質の向上を図るため、「総合教育センター」を充実するとともに、同センターが中核となり詳細な授業計画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化する。

また、東西地区それぞれの事情や学生の特性等を考慮しながら、共通教育の効果进行评估し、必要な改善を図る。

## 2 社会ニーズに対応した専門教育の展開

- (1) 各部局において、社会的ニーズを踏まえながら、教育内容の改善・充実に取り組み、より質の高い専門プログラムの構築を図る。
- (2) 各部局の特性に応じて、履修科目群を体系的に提供する「コース制」を導入するほか、J A B E E（日本技術者教育認定機構）認定を目指した教育プログラム開発等に取り組む。
- (3) 大学院への進学率が高い分野などでは、大学院を含めた体系的な教育カリキュラムを編成するなど、「学部・大学院一貫コース」の充実を図る。
- (4) 学内部局間交流を積極的に促進し、関連部局の相互乗り入れ講義、共同研究成果に基づく集中講義（サマーセミナー）、M O T（技術経営）に関する教育プログラム等の開発・実施に取り組む。
- (5) 学生が高度な知識を習得するとともに、その応用能力を高めることができるよう、各専門分野において地域の自治体や産業界と連携し、地域連携教育（チャレンジ・プログラム）やインターンシップ等の実践・体験型教育の積極的な活用を進める。
- (6) 現代社会における法律知識の必要性の高まりに対応し、経済学部・経営学部での実績を生かしながら、全学的な法律学習環境の充実を図る。
- (7) 情報化の進展に伴う社会ニーズに対応して、「応用情報科学研究科（博士後期課程）」を設置し、大学院における一貫した教育研究体制を構築して情報科学技術の社会的応用に関する教育研究機能を充実する。

また、行政に携わる社会人向けの「情報システム管理運用コース（仮称）」の設置可能性や海外大学との連携による「デュアルディグリー（Dual Degree）制度」の導入を検討する。

- (8) 大学院における社会的・国際的に通用する高度職業人養成に対する期待に応えるため、職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能とする「専門職大学院」の設置を検討する。

当面は、国際的なビジネス分野に通用する高度な専門知識と幅広い応用力、コミュニケーション能力、さらには高度情報技術（IT）への対応力を備えた会計士を育成する「会計専門職大学院（仮称）」の設置を進めるほか、「看護学専門職大



学院(仮称)」、「高度医療理工学専門職大学院(仮称)」及び「景観園芸専門職大学院(仮称)」の設置可能性を検討する。

- (9) 持続的な環境戦略及び人と自然の共生に関わる生涯学習の研究者を育成するため、環境人間学部と自然・環境科学研究所が連携した「大学院環境人間学研究科新専攻設置構想」を推進する。
- (10) 多様な専門教育課程を持つ総合大学としてのメリットを生かし、デュアルディグリー制度等、複数の学位を与えることのできる制度の導入を検討する。
- (11) 研究者となる意欲と能力を有する大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究活動補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため、「リサーチアシスタント制度」の拡充を検討する。
- (12) 分野の特性及び社会ニーズの変化に応じて、大学院博士前期と後期課程の入学定員比率や社会人入学制度等を見直し、その最適化を図る。
- (13) 社会ニーズに対応した専門教育を実施するため、教育内容、教員当たり担当科目・学生数等にも配慮した適正な教員配置を図る。

### 3 積極的な大学教育改革の推進

- (1) 平成16年度から全科目を対象に、授業内容、授業方法、学生の自己評価などの質問項目を設定した「学生による授業評価」を実施し、授業内容・教育方法の改善と教育研究活動の活性化を図る。
- (2) 「総合教育センター」が中心となり、教育方法の改善を図るため、授業改善懇談会、教員相互の授業参観制度、教員研修会、FD推進月間等の導入を検討し、全学的なFD(Faculty Development)の推進を図る。
- (3) 各部局は、学生の授業理解度を高めるため、絶えざる教材の開発と活用、演習の強化、創造的実験テーマの選定に取り組むなど教育方法等について不断の改善を進める。

また、ディスカッションやディベートなど課題探求能力を高める学生参加型授業やレポート作成とそれに基づくプレゼンテーションの実施など、授業手法の一層の工夫に努める。

- (4) 各部局は、教員研修等の機会を積極的に設けるなど、それぞれの専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講じる。
- (5) 各部局は、それぞれがつながりのある分野の産業界等との連携を推進し、地域の有為な人材を活用して、専門家を講師とする講義、課題解決型体験学習等のより実践的な教育プログラムの充実を図る。
- (6) 先進的な教育改革プログラムの開発・改善を進めるとともに、各種審議会からの提言や社会的要請の強い政策課題に対応した教育プログラムの開発に取り組み、

文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」等の積極的な活用を図る。

- (7) 教育手法の開発と実践、教育効果の向上に貢献した教員、グループ等を学長から表彰する「教育顕彰制度」の導入を検討する。
- (8) 学生の意思等を教育改革の参考等とするため、学生と部局長等との懇談会を開催する。

#### 4 遠隔授業の円滑な運営

- (1) 教養科目の選択肢や他専攻科目等の履修可能範囲の拡大など総合大学の学生としてのメリットを生かすため、キャンパス間で行う「遠隔授業」について、その通信帯域の拡大等システムの安定を確保しつつ、実施方法の点検と改善を図るとともに、対象科目を充実する。
- (2) 遠隔授業について、学生の授業評価や担当教員間の意見交換等を通じて不断の改善努力を行い、授業内容・方法の質を高める。

#### 5 学術情報館のサービスの充実

- (1) 電子ジャーナル等電子コンテンツの充実を図るとともに、雑誌購入の効率化と研究活動の利便性の向上を図る。
- (2) 各学術情報館で分散運用している図書館システムを統合し、総合的な利用者サービスの向上を図る。
  - ・ Web ページから各学術情報館の蔵書を検索できる統合目録サービスの提供
  - ・ 検索履歴の利用、所蔵情報の一覧表示など目録検索機能の充実
  - ・ 貸し出し中図書に関する Web からの照会サービスの提供
  - ・ 他大学の文献の複写等の申込みが Web からできる相互利用サービスの拡充
  - ・ 研究費による図書について、Web から購入申し込みを行えるサービスの提供
- (3) 「学術総合情報センター」が中心となり、計画的に教育用図書の整備、教育研究資料の保存と活用、自習環境の充実、情報処理教育と情報ネットワークのインフラ整備等を進める。
- (4) 各学術情報館を全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図る。
- (5) 各地区それぞれの専門分野に応じた特色ある情報拠点として各地区学術情報館の整備・充実を図る。

## 6 入学者受入れ

- (1) 大学の教育理念や各学部の教育課程の特色等に応じたアドミッションポリシーを確立し、進学説明会、広報誌、ホームページ等により周知する。
- (2) アドミッションポリシーにふさわしい資質を持った学生を受け入れるため、2次試験における面接や論文重視、多様な評価資料(取得した資格等)の活用など、大学入試センター試験と異なる能力判定に力点を置いた試験内容に改善するなど入試制度の改革を推進する。
- (3) 現行入試制度では測れない受験生の能力・適正等を多面的かつ丁寧に判定することにより、勉学意欲と基本的学力を有する者を幅広く受け入れるため、「AO(アドミッションオフィス)入試」を平成17年度から看護学部で、また平成18年度入試から全学部で実施する。
- (4) AO入試の実施や入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発、入試広報の推進を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィスを設置するなど推進体制の強化を図る。
- (5) 入学志願者、進路指導者等に対して、豊富で適切な情報を提供するため、各種広報媒体のほかオープンキャンパスや大学説明会、高校進路相談会等を積極的に活用し、入試広報を充実する。
- (6) 入試における様々なミスが発生を防止するためのマニュアルの作成など、適切な入学者選抜手順等について常に改善を図る。

## 7 学生生活支援

- (1) 学生部長を補佐する学生副部長及び各学部に置く学部学生部長による密接な連携の下、各キャンパスにおけるきめ細かく、かつ責任ある学生生活支援を行う。

### (学習支援・進路相談)

- (2) きめ細やかな履修指導や進路相談等学生に対する助言・指導を充実するため、学生との面談時間の拡大に努めるとともに、オフィスアワーの充実を図る。
- (3) 学生の適性に対応した的確な進路指導を行うため、各部局の実情に応じて、「基礎ゼミナール(1年生に対する少人数教育・指導)」の強化や学生担任教員制度の確立等を図る。

### (心身の健康確保)

- (4) 学生の心身の健康相談を充実するため、専門家によるカウンセリング体制の構築を図るとともに、全学的な「保健管理センター(仮称)」の設置を検討する。

- (5) 保健師（看護師）及びカウンセラーと学生副部長及び学部学生部長等が密接に連携する体制を構築する。
- (6) セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど人権侵害防止に関するガイドラインを作成・周知し、人権侵害防止意識の一層の徹底を図る。

（生活相談・経済的支援）

- (7) 各キャンパスの実情に応じて、教職員が密接に連携し、学生の生活相談に対応する。
- (8) 奨学金情報を組織的に収集し、学生に周知するとともに、新たな奨学金制度の開拓に努める。
- (9) 成績優秀かつ経済的支援を要する学生に対して、授業料免除制度等を活用し、適切な経済支援措置を講じる。

（就職等支援）

- (10) 学生の就職活動を支援するため、各部局及び本部が、就職情報の収集に努め、その周知を図るとともに、就職説明会の開催、関連のある産業界に対する教育理念等の発信等全学的に支援体制の強化を図る。
- (11) これまで蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。
- (12) 企業等での人事労務経験を持つキャリアアドバイザーや「就職相談センター（仮称）」の設置を検討するなど、学生の就職等進路相談体制の充実に努める。
- (13) 学生自らの能力形成や各種資格取得への取組に対してインセンティブを与えるしくみを検討するなど、学生のキャリア形成を促進する。

（その他）

- (14) 学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会との連携や後援会等の協力を得ながら、クラブ活動や統一大学祭への協力、遠隔会議システムの貸与など交流環境の整備に努める。
- (15) 学生が卒業後、また留学生が帰国後も大学との継続的な交流を可能とするため、卒業生データベースの整備と大学情報の提供などネットワークの構築を図る。
- (16) 成績優秀者や様々な分野で顕著な功績を挙げた学生を表彰する制度を整備する。
- (17) 学生寮に入居している学生の快適な生活環境を確保するため、学生寮施設の適切な維持管理や各種福利厚生施設の充実に努める。
- (18) 各キャンパスでの学生等組合員の勉学生活、日常生活をサポートする生活協同組合の円滑な運営や組織の改編等について、必要な協力と支援を行う。

## 8 附属高校における教育の充実

- (1) 遠隔授業システムの活用等により高大連携授業を充実するほか、特別推薦制度の拡充や附属高校教員の大学教育への参加の拡大等を検討し、附属高校との連携・協力関係の強化を図る。
- (2) スーパーサイエンスハイスクール事業の成果を生かし、高校生の科学への関心を高め、理数系教育における高等教育へのスムーズな接続を可能とする教育内容の確立を図る。
- (3) これまでの教育実績を踏まえつつ、今後さらに、ゆとりのある学校生活の中で6年間の計画的・継続的な教育指導を展開し、生徒の個性や才能を伸ばす「中高一貫教育」の導入について、調査・検討する。

## ・地域社会や国際社会の発展への貢献

地域とともに発展する県立大学として、全教職員が地域帰属意識を持つとともに、生涯学習や産学連携、国際交流などを全学的な体制で推進し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に行う。

### 1 地域社会との交流・連携

( 高度な学習機会の提供 )

- (1) 「生涯学習交流センター」の企画・調整機能を高めつつ、大学の専門的教育・研究資源を活用し、社会人のリカレント教育や高度な教養教育等県民の多様な生涯学習ニーズに応える。
- (2) 各種公開講座や大学の設置されていない地域における公開講座の実施のほか、他大学等との連携により、県民等に広く学習機会を提供する。
- (3) 科目等履修生、聴講生、研究生等の諸制度の活用により、県民等に対し大学の高度な専門教育の受講や研究の機会を提供する。  
また、長期履修制度を導入するほか、部局の特性に応じてフレックスタイム・カリキュラム制度を検討するなど、社会人に対する円滑な就学の機会の提供を図る。
- (4) 情報技術の進展を踏まえつつ、社会人の高度専門教育への学習ニーズに対応し、多様な学習機会を提供するため、「遠隔授業システム」の活用・拡充による新たな生涯学習事業の推進を検討する。

( 地域との交流・連携 )

- (5) 国、地方自治体、公益団体等から要請される調査研究や委員会活動に積極的に参画するとともに、地域経済、環境問題等の課題対応への協力、地域との連携体制の構築など、大学の知的資源を生かした研究・教育・シンクタンク活動を展開する。
- (6) 各キャンパスの特性に応じて、関連する地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流を推進する。
- (7) 県民の文化・教養の向上に資するため、学術情報館が所蔵している内外の専門図書や附置研究所の所蔵資料等を一般に公開する。
- (8) 附置研究所等が保有する資料等のデータベース化を進め、ホームページを通じた情報提供を行うなど研究者や専門家に対する情報利用環境の向上を図る。
- (9) 県民等の本学に対する理解を深めるため、セミナーや市民講座の開催等の様々な機会をとらえて、大学施設や研究室を公開する。

- (10) 科学技術その他の専門分野に関心のある県民等との語り合いや健康相談への対応など、県民等との多様な交流機会の創出を図る。
- (11) 大学教育と社会との連携を推進しつつ、学生の教養・経験を深めるため、課外活動として「のじぎく兵庫国体」等でのボランティア活動を促進する。
- (12) 従来実施してきた高等学校との連携を推進しつつ、高校生の進路選択の参考になる科目等を大学共同利用施設（UNITY）等において提供する。

## 2 地域産業との交流・連携

- (1) 「産学連携センター」及び「姫路産学連携センター」の企画・調整機能を高め、大学と産業界との交流を推進し、地域社会に開かれた大学としてその有する研究成果を地域に還元するとともに、教育・研究の活性化を図る。
- (2) 知的財産の創出、管理、活用等に関する全学的なポリシーを確立し、知的財産の組織的な運用を行う「知的財産本部」の整備を図る。  
本学では、知的財産を原則機関帰属とし、技術移転機関（TLO）等関係機関と連携しながら、研究成果の移転・実用化を促進するとともに、大学発ベンチャーの立ち上げ等を支援する。
- (3) 技術経営や経営ノウハウを活用して中小企業の創業・第二創業を支援するなど、各部局の特性に応じて研究成果を地域に還元し、地域振興に寄与する。
- (4) 産学連携による共同研究の高度化を図るとともに、共同研究等を通じた社会人の再教育に貢献するため、連携大学院、客員研究員制度等を活用し、地域産業界との人材交流を積極的に推進する。
- (5) 地域産業界からの技術相談等の要請に対して、「産学連携センター」が窓口となり、学内関係部局のほか、公設試験研究機関やNIRO等関係機関との連携を図りながら、積極的に対応する。
- (6) 大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化するとともに、積極的に情報を発信し、産業界等との共同研究その他の産学連携活動を促進する。
- (7) 大学の研究スペース・設備等について、地域産業界との共同研究に有効に活用し、大学資源の地域への還元を図る。
- (8) 産業界との研究交流を促進し、その研究成果を用いて次世代の産業の芽を創生するため、産学連携共同実験棟を整備する「インキュベーションセンター（仮称）構想」を推進する。
- (9) 本学独自の高度研究資源を地域に還元し、微細加工技術のほか分析・材料評価等の産業利用技術の高度化に資するため、ニュースバルの整備充実とともに、民間への有償開放とその利用環境の充実を図る。

### 3 国際交流の推進

- (1) 「国際交流センター」と各部局が連携し、国際的な学术交流、教員交流、学生交流、留学生の受入等を促進することにより、本学の国際化を推進し、教育研究の活性化と水準の向上を図るとともに、知的国際貢献に寄与する。
- (2) 海外大学等との学术交流協定やHUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）を有効に活用し、学生・研究者交流や共同研究を推進するとともに、国際セミナーその他の国際学術集会等を開催する。
- (3) 学术交流協定を締結している海外大学等と遠隔授業システムを利用した授業連携等を推進するなど、交流事業の多様化を図る。
- (4) 兵庫県に集積する国際関係機関（国際協力機構（JICA）兵庫国際センター、国際健康開発センター（WHO神戸センター）、国際エメックスセンター等）との連携を深め、本学の知的資源を生かして国際貢献に寄与する。
- (5) 21世紀COEプログラム等を通して得られた先駆的・独創的研究成果を国際会議やホームページ等により、国内外に情報発信する。
- (6) 海外大学等との学术交流協定締結の促進、学生交流の支援、研究成果の情報発信等を行うため、(財)兵庫県国際交流協会の協力を得ながら、海外でのリエゾンオフィス機能の強化を図る。
- (7) 国際競争力の強化やグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生の海外留学を推進する。
- (8) 学部の特性と大学の総合力を生かした国際協力への参加を促進するため、国際開発協力データベース（文部科学省）への登録を行うとともに、県内外の国際関係機関との連携を図り、国際協力を推進する。
- (9) 日本学生支援機構が主催する国内留学生対象の大学セミナーなどを活用して、質の高い留学生の確保に努めるとともに、出身国の多様化を図る。
- (10) 受入留学生の宿舎確保に努め、留学生が民間宿舎の賃借に際し保証人の確保を容易なものとするため新たな支援制度の導入を推進するほか、様々な生活相談に対応できるよう、留学生の受入体制の充実を図る。
- (11) 受入留学生が生活習慣等の違いを克服し、豊かな学生生活を送れるよう、国際交流相談員を配置し、柔軟できめ細かな学生生活支援を行う。

また、留学生・留学経験者を中核とした学生ネットワークを形成し、異文化間の相互理解を促進するための多様な機会・情報の提供等に努めるとともに、地域の人材を活用しながら留学生に対する支援体制の整備に努める。



## ・大学運営における自主性・自律性の確立

国立大学法人の状況、公立大学の法人化を視野に入れつつ、大学の自主性・自律性が発揮できる運営体制を構築する。

### 1 責任ある大学運営の戦略的・機動的推進

(戦略的企画立案機能の強化)

- (1) 学長のリーダーシップの下で、機動的・戦略的な企画立案機能を強化するため、大学運営の基本的方向を協議する「学長・副学長会議」を置くほか、学長の指示に基づき重要な課題に対応する「学長特別補佐」の設置や大学運営に関連した調査分析・企画立案業務を担当する組織の構築など学長補佐体制の充実を図る。
- (2) 学外有識者を構成員に含む「運営協議会」など学内審議機関の適切な運営により、社会の意見を大学運営に反映するとともに、戦略的かつ円滑な意思形成を図る。

なお、質の高い意見形成を図るため、各部局等において、学内教職員の意見聴取と情報提供を行う。

運営協議会：大学経営に関する重要事項を審議する。

評議会：大学の教育・研究に関する重要事項を審議するとともに、教育公務員特例法でその権限とされている事項を行う。

教授会：各部局の教育・研究に関する重要事項を審議するとともに、教育公務員特例法でその権限とされている事項を行う。

- (3) 評議会の審議事項の整理・調整を行うとともに、学長から諮問のあった事項について協議する「部局長会議」を置き、評議会運営の効率化・円滑化を図る。

(全学的執行体制の確立)

- (4) 全学的執行機能の強化を図るため、副学長がそれぞれ大学運營業務を分担し、関係する全学委員会の主宰、全学的センター等の運営を行う。
- (5) 学部横断的な取組を必要とする総合教育、学生支援、学術情報管理、生涯学習、産学連携及び国際交流を積極的に展開するため、「総合教育センター」、「学生部」、「学術総合情報センター」、「生涯学習交流センター」、「産学連携センター」及び「国際交流センター」において、それぞれその企画立案と総合的推進を図る。

今後、さらにその体制の充実を図り、それぞれの機能の強化に努める。

- (6) 総合教育センター及び学生部にあっては、キャンパスが広く分散していること、1年生の全学共通教育を東西2キャンパスで行うことから、東西地区それぞれに置く副センター長又は学生副部長がセンター長又は学生部長を補佐し、円滑な業

務運営を行う。

- (7) 全学的な運営方針を踏まえつつ、各部局の機動的な運営を推進するため、部局内委員会の役割の明確化、事務職員の企画立案への参画など部局長の補佐体制の整備を図り、部局長を中心とした部局運営を行う。
- (8) 神戸商科大学、姫路工業大学及び兵庫県立看護大学（以下「3県立大学」という。）が併存する間の部局長は、兵庫県立大学の関係部局長等が兼ね、それぞれの学生が在籍する間、責任ある執行体制を維持する。
- (9) 入学試験、学生生活支援、広報等全学的課題について審議・調整するとともに、必要な措置を講じるため、「全学委員会」を置き、全学的方針と部局等の提案の融合を図りつつ、円滑な大学運営を行う。
- (10) 事務職員の専門性を高めるとともに、各種委員会への参加を促進するなど教員と事務職員が連携・協力して共同責任のもとに、各種企画立案、事業の推進等を行う。
- (11) 全学的な広報戦略の確立を図るとともに、その執行体制を整備し、全学的広報活動の強化を図る。
- (12) 大学の教育・研究・社会貢献等全般にわたる自己点検・評価結果に基づき、学内の人員・予算配分に反映させる仕組みを検討する。
- (13) 本計画の執行責任を明確にするとともに、その執行状況について自己点検・評価を行い、学外有識者による評価及び改善提案を受ける。

## 2 開かれた大学運営

- (1) 県民に支えられる大学として県民や社会への説明責任を果たすため、教育・研究・社会貢献その他の活動状況の情報について、ホームページ等自主媒体により公開・提供するとともに、定期的プレスリリースを行うなど、積極的にマスコミ等を活用して広報する。
- (2) ホームページの充実とその管理運用体制を構築するとともに、全学及び各部局の広報体制を整備・充実し、円滑かつ迅速な広報活動を展開する。
- (3) 大学経営に関する審議機関「運営協議会」の委員として、我が国の大学・産業界その他各界を代表する学外有識者の参画を得て、より魅力的な大学づくりに向け、戦略的な大学運営とその透明性の向上を図る。
- (4) 全学及び各部局に自己点検・評価委員会を設け、点検・評価システムを構築することにより、適切な評価とその公表を行う。
- (5) 大学の業務実績について、兵庫県に設置された「兵庫県立大学評価委員会」及び学校教育法に規定する認証評価機関による評価を積極的に受け、評価の客観性と業務運営の透明性の向上を図る。

- (6) 男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション 8 - 」の趣旨を踏まえ、本学においても教職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくりを実践し、男女共同参画推進の地域の核となるよう努める。
- (7) 後援会、企業役員、名誉教授等との定期的意見交換会を設ける。

### 3 教育研究・情報環境の整備

- (1) 教育研究環境の改善・充実を図るため、既存施設・設備の点検・評価を継続的に行い、施設の有効活用と必要な設備・面積等の計画的な整備に努める。
- (2) 太陽光発電や植樹、省エネルギー等地球温暖化対策を視野に入れたエコキャンパスの整備を図る。
- (3) 各キャンパスの地理的な立地条件、さらには各キャンパスが持っている個性、特色及び伝統を生かした、「知の拠点」にふさわしいキャンパス内及び周辺の景観づくりに積極的に取り組む。
- (4) 「学術総合情報センター」を中心として、人的支援体制の充実も含めた情報ネットワーク運用体制の整備を図るとともに、ネットワーク環境、情報処理環境及びマルチメディア環境の充実に努める。
- (5) 遠隔授業システムを活用し、シンポジウム、講演会等の内容を各キャンパスに配信するほか、学生自治会活動や各種学内会議に同システムを積極的に活用する。
- (6) 研究室のセキュリティーを高度化するとともに、学生による研究情報の漏洩防止（秘密保持契約）に対する規則を制定する。また、学生による知的所有権の位置づけを明確にする。

### 4 大学生活の安全・安心の確保

- (1) 環境保全に積極的に取り組み、安全な環境の維持並びにキャンパスの美化を維持する。
- (2) 受動喫煙による健康被害を防止するとともに、喫煙を始めることの多い時期にあたる学生の喫煙の習慣化を防ぐため、平成 17 年度から、敷地内全面禁煙とする。
- (3) 災害や学生生活における様々な事件・事故等に迅速かつ的確に対処するため、全学および各キャンパスごとに安全管理委員会（仮称）を設置するとともに、緊急時の対応マニュアルの作成、防災訓練の実施等危機管理体制の確立を図る。
- (4) 情報セキュリティポリシーを策定し、同ポリシーを確保するための組織及びルールを作り、全学への徹底を図る。
- (5) 学生及び教職員のセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント

に関する意識を高め、その防止に努めるとともに、相談員等の解決機能の充実を図る。

- (6) 結核等の感染症の流行状況、SARS等の新興感染症の発生状況等の情報を定期的に各キャンパスに提供するとともに、それに迅速に対応できるシステムの構築を図る。
- (7) 学生寮の防犯・防災体制をより万全なものとするため、自治会活動を活性化し、自主的な防犯活動や自衛消防活動をさらに整備・強化するとともに、施設管理についても十分な対応を図る。

## 5 柔軟で多様な教員人事制度の構築

- (1) 教員採用にあたっては、優秀な専任教員を確保するため「公募」を原則とし、適格者を広く国内外から求める。
- (2) 社会の変化に即応した教育・研究が柔軟に継続できる体制を確保するため、新規採用の助手については、「任期制」によることとし、部局の特性に応じて、任期制適用教員の範囲の拡大を検討する。
- (3) 教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対して、その多様性に配慮した評価方法を整備するとともに、大学全体としての人事評価システムのあり方を検討する。
- (4) 評価結果を踏まえた柔軟な処遇を可能とするため、サバティカル制度や教育・研究・社会貢献等いずれかを重点的に取り組む教員配置制度等の導入を検討する。
- (5) 学外の人材を活用し、教育・研究の活性化を図るため、国内外研究機関、民間企業等から非常勤講師を採用するなど、人事交流の促進を図る。
- (6) 新しい学問分野やセンター等の設置に対応し、中長期的な観点に立った適切な人員管理を行うため、教員の一定数を大学全体で運用する制度を検討する。
- (7) 優れた若手研究者等の登用を容易にし、教員の流動性を高めることのできる人事制度の導入を検討する。

## 6 事務組織の機能の強化

- (1) 事務組織を事務局長の指揮下で一元化し、教員組織と事務組織が両輪となり、これまでの3大学の組織にとらわれない大学運営の推進を図る。
- (2) 事務の円滑化・効率化を図り、機動的な大学運営に資するため、事務組織に関する自己点検・評価を実施し、柔軟な組織編成及び人員配置を図る。
- (3) 大学運営に関連した調査・分析や企画・立案業務を担当する組織及び広報活動

を専門的に行う組織の構築を検討する。

- (4) 高度な専門性を必要とする事務については、学外の専門家（知的財産・法人化関連等）等の活用を図る。

## 7 効率的な業務執行

- (1) 本部事務局とキャンパス事務部の業務内容と業務量を点検の上、事務のあり方を見直し、業務分担を明確にするとともに、事務の円滑・効率的な業務執行体制の実現を図る。
- (2) 情報化の推進、提携業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に努める。
- (3) 遠隔会議システムを導入・活用し、全学的会議の簡素化を図るほか、大学や部局等の組織運営体制の合理化に努める。
- (4) 電子決裁化、財務会計システムの電子決裁化を推進し、ペーパーレス化を図るとともに、会議資料等については、両面複写化を徹底し、コピー用紙発注量について平成18年度には15年度比30%（3年間）の削減を図る。
- (5) 環境率先行動計画に基づき、昼休みの消灯、トイレ未使用時の消灯、裏面を使用したコピー用紙の再利用等により、経費削減を図る。
- (6) 事務部長会議その他の学内会議に、積極的に遠隔会議システムを活用し、経費、時間の削減に努める。

## 8 地方独立行政法人化の検討

- (1) 国立大学法人の運営状況及び他府県の公立大学法人化の検討状況を調査し、法人化の成果と課題等を検証する。
- (2) 法人制度のあり方を取り入れる本学の組織・財政・活動状況を点検・評価し、その課題と対応策を調査・研究する。
- (3) 上記(1)(2)の状況を踏まえ、大学や地域にとっての効果や意義等を慎重に考慮しながら、法人化の適否について検討する。

### 3 大学統合によるメリットの発揮と課題の解消

3 県立大学を統合して開学した経緯を踏まえ、統合による相乗効果を発揮し、教育・研究・社会貢献活動の充実強化を図るとともに、開学初期における課題に速やかに対応し、新たな大学文化の醸成に努める。

#### 1 統合のメリットを生かした教育・研究の推進

- (1) 分散するキャンパスの学生が総合大学のメリット（履修科目選択肢の多様化）を享受できるよう、兵庫県の情報通信基盤を活用した「遠隔授業システム」を導入し、その通信帯域の拡大等システムの安定と改善を図りつつ、提供科目の拡充を進める。
- (2) 全学共通教育の質の維持・向上を図るため、詳細な授業計画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化し、3 県立大学の教養教育力の全学的展開と充実を図る。
- (3) 学内において、研究発表会の開催等により研究成果の共有と部局を越えた研究者のつながりを強化し、学際的研究グループの形成による共同研究等を推進する。
- (4) 各学術情報館の相互利用を可能とするなど、全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図る。

#### 2 学内学生交流の推進と就職支援

- (1) 学生の意向を尊重しながら、学生自治会の全学的体制づくりへの支援を行う。
- (2) 学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会との連携や後援会等の協力を得ながら、クラブ活動や統一大学祭への協力、学歌や応援歌の作成、遠隔会議システムの貸与など交流環境の整備に努める。
- (3) 複数学部の学生による共同研究発表会や合同卒研発表会等を開催する。
- (4) 3 県立大学が蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。

#### 3 教職員の意識啓発

- (1) 総合大学として全教職員の連帯意識を高めるため、全学的研修会（学長講話等）

や学内意見交換会等を開催する。

- (2) 共同研究発表会、学際的シンポジウム等部局横断的に取り組む事業を充実し、共同研究を促進する環境を整備する。
- (3) 部局長等が相互に他キャンパスを訪問し、相互理解と部局間交流の契機とするため、部局長会議を各キャンパスにおいても開催する。

#### 4 後援会組織の連携強化と充実等

- (1) 学生の課外活動、就職活動その他大学運営に関して支援を行う後援会及び同窓会について、それぞれの伝統と慣行を尊重しながら、その連携・協力体制の構築を支援し、全学的な合同組織の設立を促進する。
- (2) 後援会及び同窓会に対して、大学における教育研究の活動状況を定期的に情報提供するとともに、大学幹部と後援会・同窓会会員との親睦と交流の促進を図る。
- (3) 大学独自の先駆的研究成果に関する出版事業を行う「兵庫県立大学出版会（仮称）」の創設を検討する。

### ・大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実

兵庫県立大学の情報を公開・提供するとともに、積極的に内外に広報することにより、兵庫県立大学についての社会の理解を高め、入学志願者の確保や産学連携その他の事業の円滑な推進に資する。

- (1) 開学後早期に本学の存在をアピールするため、本学の理念、目指す大学像等について、ホームページ等自主広報媒体によるPRの他、地方自治体の広報媒体や定期的なプレスリリース等報道機関を積極的に活用した広報を展開する。
- (2) 各学部等の歴史や伝統を踏まえ、県民にわかりやすく親しみやすいキャンパス愛称を検討するなど、その個性や特徴の明確化に努める。
- (3) 県民に支えられる大学として県民や社会への説明責任を果たすため、教育・研究・社会貢献等の活動状況及び自己点検・評価の結果その他の情報を公開・提供する。
- (4) 豊富な情報提供と迅速なデータ更新を行うため、ホームページの充実とその管理運用体制の構築を図る。